

四 半 期 報 告 書

第 6 期 第 1 四 半 期

自 平成22年 4 月 1 日

至 平成22年 6 月 30 日

株式会社三菱ケミカルホールディングス

(E00808)

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

第6期第1四半期 四半期報告書

【表紙】

| | |
|--------------------------------|----|
| 第一部 【企業情報】 | 1 |
| 第1 【企業の概況】 | 1 |
| 1 【主要な経営指標等の推移】 | 1 |
| 2 【事業の内容】 | 2 |
| 3 【関係会社の状況】 | 2 |
| 4 【従業員の状況】 | 2 |
| 第2 【事業の状況】 | 3 |
| 1 【生産、受注及び販売の状況】 | 3 |
| 2 【事業等のリスク】 | 3 |
| 3 【経営上の重要な契約等】 | 3 |
| 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 | 5 |
| 第3 【設備の状況】 | 9 |
| 第4 【提出会社の状況】 | 10 |
| 1 【株式等の状況】 | 10 |
| 2 【株価の推移】 | 25 |
| 3 【役員の状況】 | 25 |
| 第5 【経理の状況】 | 26 |
| 1 【四半期連結財務諸表】 | 27 |
| 2 【その他】 | 39 |
| 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 | 40 |
| 第1 【保証会社情報】 | 40 |
| 1 【保証の対象となっている社債】 | 40 |
| 2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】 | 40 |
| 3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】 | 40 |
| 第2 【保証会社以外の会社の情報】 | 40 |
| 第3 【指数等の情報】 | 40 |

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月11日

【四半期会計期間】 第6期第1四半期(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

【会社名】 株式会社三菱ケミカルホールディングス

【英訳名】 Mitsubishi Chemical Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役 小林喜光
取締役社長

【本店の所在の場所】 東京都港区芝四丁目14番1号

【電話番号】 (03)6414-4850

【事務連絡者氏名】 経営管理室 青木大造
グループマネジャー
総務室 藤原謙
グループマネジャー

【最寄りの連絡場所】 東京都港区芝四丁目14番1号

【電話番号】 (03)6414-4850

【事務連絡者氏名】 経営管理室 青木大造
グループマネジャー
総務室 藤原謙
グループマネジャー

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

| 回次 | 第 5 期 第 1 四半期 連結累計(会計)期間 | 第 6 期 第 1 四半期 連結累計(会計)期間 | 第 5 期 |
|--------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 会計期間 | 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 6 月 30 日 | 自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月 30 日 | 自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月 31 日 |
| 売上高 (百万円) | 549,701 | 776,164 | 2,515,079 |
| 経常損益 (百万円) | △17,154 | 59,773 | 58,990 |
| 四半期(当期)純損益 (百万円) | △16,759 | 24,457 | 12,833 |
| 純資産額 (百万円) | 940,577 | 1,056,541 | 1,032,865 |
| 総資産額 (百万円) | 2,674,659 | 3,318,333 | 3,355,097 |
| 1株当り純資産額 (円) | 488.45 | 504.23 | 490.99 |
| 1株当り四半期(当期)純損益 (円) | △12.17 | 17.82 | 9.32 |
| 潜在株式調整後 1株当り四半期(当期)純利益 (円) | — | 16.40 | 8.55 |
| 自己資本比率 (%) | 25.1 | 20.8 | 20.0 |
| 営業活動による キャッシュ・フロー (百万円) | 5,860 | 75,674 | 116,073 |
| 投資活動による キャッシュ・フロー (百万円) | △63,935 | △19,669 | △327,006 |
| 財務活動による キャッシュ・フロー (百万円) | △9,398 | △54,439 | 94,437 |
| 現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円) | 161,491 | 111,872 | 112,591 |
| 従業員数 (人) | 42,912 | 53,895 | 53,907 |

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には消費税等は含まれておりません。

3 「潜在株式調整後1株当り四半期(当期)純利益」は、第5期第1四半期連結累計(会計)期間については、潜在株式は存在するものの、1株当り四半期純損失であるため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間における当社グループ（当社及び当社の関係会社）の事業の内容に係る重要な変更は以下の通りであります。

(1) デザインド・マテリアルズセグメント

本年4月、連結子会社であるジャパンエポキシレジン(株)は、三菱化学(株)と合併したことに伴い解散しました。

(2) その他

本年5月、連結子会社である三菱化学ヨーロッパ社が増資したことに伴い、同社は新たに当社の重要な関係会社となりました。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、次の会社が新たに重要な関係会社となりました。

(連結子会社)

平成22年6月30日現在

| 会社の名称 | 住所 | 資本金 (または出資金) | 事業の内容 | 議決権の 所有割合 | 関係内容 |
|------------|-----|-----------------|----------------|-----------------------|------|
| 三菱化学ヨーロッパ社 | ドイツ | 千EUR 1,023 | 化学品等の製造、 販売 | % 100.0 (100.0) | |

(注) 議決権の所有割合欄の()書は間接所有割合(内数)であります。

また、次の会社が重要な関係会社に該当しなくなりました。

(連結子会社)

平成22年3月31日現在

| 会社の名称 | 住所 | 資本金 (または出資金) | 事業の内容 | 議決権の 所有割合 | 関係内容 |
|--------------------|--------|-----------------|------------------|-----------------------|------|
| ジャパン エポキシレジン(株) | 東京都中央区 | 百万円 1,200 | エポキシ樹脂の 製造、販売 | % 100.0 (100.0) | |

(注) 議決権の所有割合欄の()書は間接所有割合(内数)であります。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年6月30日現在

| | |
|---------|-------------------|
| 従業員数(人) | 53,895 [5,078] |
|---------|-------------------|

(注) 臨時従業員数は[]内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しており、派遣社員は除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年6月30日現在

| | |
|---------|----|
| 従業員数(人) | 43 |
|---------|----|

(注) 1 当社従業員は、すべて三菱化学(株)、田辺三菱製薬(株)、三菱樹脂(株)及び三菱レイヨン(株)からの出向者であります。従業員数には執行役員5人が含まれております。

2 臨時従業員の総数が従業員数の100分の10未満であるため、臨時従業員数の記載を省略しております。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績及び受注状況

当社グループの生産品目は広範囲かつ多種多様であり、また、受注生産形態をとらない製品も多く、セグメント毎に生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産実績及び受注状況については、「4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」におけるセグメント業績に関連付けて示しております。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメント毎に示すと、次の通りであります。

| セグメントの名称 | 金額(百万円) | 前年同四半期比(%) |
|--------------------|---------|------------|
| エレクトロニクス・アプリケーションズ | 43,983 | — |
| デザインド・マテリアルズ | 161,755 | — |
| ヘルスケア | 132,158 | — |
| ケミカルズ | 207,287 | — |
| ポリマーズ | 179,790 | — |
| その他 | 51,191 | — |
| 合計 | 776,164 | — |

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 販売実績金額には、消費税等は含まれておりません。

3 主な販売先別の販売実績及び総販売実績に対する割合については、当該割合が100分の10未満であるため、記載を省略しております。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結した重要な契約は、次の通りであります。

(1) 外国との技術援助契約及び技術提携

技術輸出関係

(三菱化学メディア㈱)

| 契約締結先 | 内容 | 契約締結日 | 有効期間 | 対価 |
|------------------|---|-----------|--|----------------------------|
| (台湾) メディアテック社 | CD-RW、DVD-RW 及びDVD+RWに関する 特許及びノウハウの実施許 諾 | 平成22年6月1日 | 平成22年6月1日 から10年経過の日 又は特許消滅日 (最長で平成35年 2月13日)のい ずれか早い日まで | 一時金及びラン ニング・ロイヤ ルティー |

(2) 当社と三菱レイヨン㈱との株式交換

当社及び当社の連結子会社である三菱レイヨン㈱は、本年10月1日付で同社を当社の完全子会社とするため、本年4月28日付で株式交換契約を締結しました。当該株式交換の概要は、以下の通りであります。

イ 株式交換の目的及び概要

当社及び三菱レイヨン㈱は、平成21年11月19日、当社を持株会社とする企業グループに三菱レイヨン㈱が参画する経営統合を行うことに合意し、当社が同社の発行済株式のすべて（当社が保有する自己株式を除きます。以下同じ。）を対象として公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を行い、本公開買付けにより発行済株式のすべてを取得できなかった場合は、本公開買付け後に当社を株式交換完全親会社、三菱レイヨン㈱を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行い、三菱レイヨン㈱を当社の完全子会社とすることを計画しました。

当社は、本年2月から3月にかけて本公開買付けを行った結果、三菱レイヨン㈱の発行済株式の74.5%を取得し、本年3月に同社を連結子会社としましたが、本公開買付けにより、その発行済株式のすべてを取得することができなかったため、当初計画通り、本株式交換により、本年10月1日（以下「効力発生日」といいます。）をもって三菱レイヨン㈱を当社の完全子会社とすることとしました。なお、本株式交換は、当社については、会社法第796条第3項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、株主総会の承認決議を経ずに行われます。

ロ 株式の種類及び交換比率

(イ)株式の種類 普通株式

(ロ)株式交換比率 ㈱三菱ケミカルホールディングス 1 : 三菱レイヨン㈱ 0.80

効力発生日の直前時の三菱レイヨン㈱の株主のうち当社を除く株主に対し、その所有する三菱レイヨン㈱の普通株式に0.80を乗じた数の当社の普通株式を交付する。

ハ 株式交換比率の算定方法

株式交換比率の算定にあたって、当社は三菱UFJ証券㈱(現 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱)を、三菱レイヨン㈱はみずほ証券㈱及びJ.P.モルガン証券㈱を、それぞれ第三者算定機関として選定し、株式交換比率の算定を依頼しました。

三菱UFJ証券㈱は、当社について市場株価平均法を用いて評価を行い、三菱レイヨン㈱については、当社が行った本公開買付けにおける公開買付価格と同一の普通株式1株当り380円と評価し、その算定結果を当社に提出しました。

みずほ証券㈱は、当社について市場株価基準法、類似企業比較法及びディスカунテッド・キャッシュフロー法(以下「DCF法」といいます。)を用いて評価を行い、三菱レイヨン㈱については、当社が行った本公開買付けにおける公開買付価格と同一の普通株式1株当り380円と評価し、その算定結果を三菱レイヨン㈱に提出しました。

また、J.P.モルガン証券㈱は、当社について市場株価平均法、類似企業比較法及びDCF法を用いて評価を行い、三菱レイヨン㈱については、当社が行った本公開買付けにおける公開買付価格と同一の普通株式1株当り380円と評価し、その算定結果を三菱レイヨン㈱に提出しました。

当社及び三菱レイヨン㈱は、これらの算定結果を参考に協議を重ねた結果、上記ロ(ロ)の株式交換比率は妥当であるとの判断に至りました。

ニ 株式交換完全親会社となる会社の概要

平成22年6月30日現在

| | |
|--------|--------------------------------|
| 商号 | 株式会社三菱ケミカルホールディングス |
| 本店所在地 | 東京都港区芝4-14-1 |
| 代表者 | 取締役社長 小林 喜光 |
| 資本金 | 500億円 |
| 主な事業内容 | グループ全体の戦略策定、経営資源の最適配分、事業経営の監督等 |

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

イ 業績全般

当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）における日本経済は、アジア向けを中心に輸出が増加し、欧州を中心とした世界景気の下振れ懸念はあるものの、景気は緩やかな回復基調にありました。

当社グループの事業環境につきましては、機能商品分野及び素材分野において、国内外の需要が回復するとともに、販売価格が上昇し、また、ヘルスケア分野においては、医療費抑制基調が継続する中で需要が引き続き堅調に推移するなど、概ね良好でありました。

このような状況下、当社グループの当第1四半期連結会計期間の売上高は、機能商品分野及び素材分野における需要の回復及び販売価格の上昇に加え、本年3月に三菱レイヨン(株)を連結対象の子会社としたこと等により、7,761億円（前年同四半期比2,264億円増）となりました。利益面では、営業利益は608億円（同714億円増）となり、経常利益は597億円（同769億円増）、四半期純利益は244億円（同412億円増）となりました。

ロ 各セグメントの業績

(イ) エレクトロニクス・アプリケーションズセグメント（記録材料、電子関連製品、情報機材）

記録材料は、DVDの販売数量の減少及び販売価格の低下があったものの、ポータブルハードディスク、フラッシュメモリー製品等の販売数量の増加により、前年同四半期並みの売上げを確保しました。電子関連製品は、ディスプレイ材料の販売数量の増加により、また、情報機材は、OPC及びトナーの販売数量の増加により、それぞれ売上げは増加しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は439億円（前年同四半期比61億円増）となり、営業利益は29億円（同41億円増）となりました。

(ロ) デザインド・マテリアルズセグメント（食品機能材、電池材料、精密化学品、樹脂加工品、複合材、無機化学品、化学繊維）

食品機能材は、乳化剤の国内販売数量が減少したものの、海外需要の増加により、前年同四半期並みの売上げを確保しました。電池材料は、ノート型パソコン向けの販売数量の増加により、売上げは大幅に増加しました。精密化学品は、販売数量の増加により、売上げは増加しました。樹脂加工品は、昨年9月に日本合成化学工業㈱及びクオドラント社を連結対象の子会社としたこと並びにポリエステルフィルムの販売数量の増加により、売上げは増加しました。複合材のうち炭素繊維等の産業資材は、本年3月に三菱レイヨン㈱を連結対象の子会社としたこと及び需要の回復により、売上げは増加しました。無機化学品は、販売数量の増加により、売上げは増加しました。また、本年3月に三菱レイヨン㈱を連結対象の子会社としたことにより、新たに化学繊維の売上げを計上しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,617億円（前年同四半期比755億円増）となり、営業利益は99億円（同112億円増）となりました。

(ハ) ヘルスケアセグメント（医薬品、診断製品、臨床検査）

医薬品は、本年4月の薬価改定の影響があったものの、抗ヒトTNF α モノクローナル抗体製剤「レミケード」、脳保護薬「ラジカット」、アレルギー性疾患治療剤「タリオン」等の販売が順調に推移したほか、ワクチンやジェネリック医薬品の売上げの増加等により、売上げは増加しました。診断製品及び臨床検査は、前年同四半期並みの売上げを確保しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,321億円（前年同四半期比55億円増）となり、営業利益は290億円（同39億円増）となりました。

(ニ) ケミカルズセグメント（基礎石化製品、化成品、合成繊維原料、炭素製品）

石油化学製品の基礎原料であるエチレンの生産量は、前年同四半期に比べ定期修理が小規模であったこと等により、23万1千トンと前年同四半期を18.7%上回りました。基礎石化製品、化成品、合成繊維原料は、本年3月に三菱レイヨン㈱を連結対象の子会社としたことに加え、原料であるナフサの価格上昇に伴う製品価格の是正等により、売上げは大幅に増加しました。炭素製品のうちコークスは、原料炭価格の下落に連動した販売価格の下落により、売上げは減少しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は2,072億円（前年同四半期比330億円増）となり、営業利益は、石油化学製品における原料と製品の価格差の改善、原料炭価格が当第1四半期において上昇したことに伴う在庫評価損益の改善、三菱レイヨン㈱の連結子会社化等により、120億円（同150億円増）となりました。

(ホ) ポリマーズセグメント（合成樹脂）

合成樹脂は、本年3月に三菱レイヨン㈱を連結対象の子会社としたことに加え、原燃料価格の上昇に伴う販売価格の是正、需要の増加等により、売上げは増加しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は1,797億円（前年同四半期比877億円増）となり、営業利益は、三菱レイヨン㈱の連結子会社化に加え、販売数量の増加、原燃料価格の上昇に伴う在庫評価損益の改善等により、94億円（同377億円増）となりました。

(へ) その他 (エンジニアリング、運送及び倉庫業他)

エンジニアリング部門は、本年3月に三菱レイヨン(株)を連結対象の子会社としたことにより、また、物流部門は、外部受注の増加により、それぞれ売上げは増加しました。

以上の結果、当セグメントの売上高は511億円 (前年同四半期比185億円増) となりましたが、営業損益は、上記以外の部門での減販により、3億円の損失 (同6億円減) となりました。

- (注) 1 当社グループの事業は、従来、事業の種類別セグメントの区分に従って開示してきましたが、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第17号 平成21年3月27日)及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日)が適用されたことから、当第1四半期連結会計期間から、報告セグメントの区分に従って開示することとなりました。開示区分となる各セグメントの名称に変更はありませんが、上記基準等の適用にあわせて事業の括り直しを行いました。新たな開示区分である報告セグメントの概要は、「第5 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 セグメント情報等」に記載の通りであります。
- 2 各セグメントの前年第1四半期との比較につきましては、前年第1四半期の数値を新しいセグメントの区分に応じて再計算した上で算出しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間においては、税金等調整前四半期純利益542億円及び減価償却費の計上等により、756億円の収入となりました。

前年同四半期 (58億円の収入) と比較すると、税金等調整前四半期純利益の増加等により、698億円の収入の増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間においては、設備投資等により、196億円の支出となりました。

前年同四半期 (639億円の支出) と比較すると、有価証券及び投資有価証券による手元資金の運用残高が減少したこと等により、442億円の支出の減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間においては、有利子負債の減少及び配当金の支払等により、544億円の支出となりました。

前年同四半期 (93億円の支出) と比較すると、450億円の支出の増加となりました。

これらの結果、当第1四半期連結会計期間のフリー・キャッシュ・フロー(営業活動及び投資活動によるキャッシュ・フロー)は560億円の収入となり、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物残高は1,118億円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は313億円であります。

(5) 経営成績

「第2 事業の状況 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 業績の状況」に記載の通りであります。

(6) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

① 財政政策

当社グループは、中期経営計画「APTSIS 10」のもと、現下の厳しい事業環境に鑑み、「大収縮に即応し、構造改革、創造・飛躍を加速する」をコンセプトに、営業利益及びROA（総資産税前利益率）を重点経営指標としております。

当社グループの運転資金及び設備資金については、内部資金又は借入金、コマーシャル・ペーパー、社債、新株予約権付社債により調達しております。また、グループとしての資金の効率的な活用と金融費用の削減を目的として、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入しております。

② キャッシュ・フロー

「第2 事業の状況 4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

③ 財政状態

当第1 四半期連結会計期間末の総資産は、保有株式の時価下落に伴う投資有価証券の減少、及び設備投資額が減価償却費の範囲内であったことに伴う有形固定資産の減少により、3兆3,183億円（前連結会計年度末比367億円減）となりました。

当第1 四半期連結会計期間末の負債は、主に有利子負債の減少により、2兆2,617億円（前連結会計年度末比604億円減）となりました。

なお、当第1 四半期連結会計期間末の有利子負債残高（割引手形を除く）は1兆4,041億円（前連結会計年度末比500億円減）であります。

当第1 四半期連結会計期間末の純資産は1兆565億円（前連結会計年度末比236億円増）となりました。これは、保有株式の時価下落に伴いその他有価証券評価差額金が減少した一方で、当第1 四半期連結会計期間における純利益244億円の計上に伴い利益剰余金が増加したことが主な要因であります。

なお、当第1 四半期連結会計期間末の自己資本比率は、前連結会計年度末と比べて0.8%増加し、20.8%となりました。

第3 【設備の状況】

当社グループは、多種多様な事業を国内外で行っており、設備の状況の記載にあたっては、有価証券報告書において「設備投資等の概要」はセグメント毎に記載する方法によっており、「主要な設備の状況」はセグメント毎の数値とともに主たる設備の状況を記載する方法によっております。

また、「設備の新設、除却等の計画」のうち設備の新設・拡充の計画については、連結会計年度末時点では個々のプロジェクト毎に決定していないため、セグメント毎に記載する方法によっております。

四半期報告書においては、「主要な設備の状況」は前連結会計年度末からの重要な異動について記載し、「設備の新設、除却等の計画」のうち設備の新設・拡充の計画については、セグメント毎に記載する方法によっております。

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

① 設備の新設・拡充の計画

当第1四半期連結会計期間末において、前連結会計年度末における設備の新設・拡充の計画に重要な変更はありません。

② 設備の除却・売却の計画

当第1四半期連結会計期間末において、前連結会計年度末における設備の除却・売却の計画に重要な変更はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|------|---------------|
| 普通株式 | 6,000,000,000 |
| 計 | 6,000,000,000 |

② 【発行済株式】

| 種類 | 第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年6月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成22年8月11日) | 上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名 | 内容 |
|------|--|---------------------------------|------------------------------------|----------------------|
| 普通株式 | 1,506,288,107 | 同左 | 東京、大阪 (以上各市場第一部) | 単元株式数は500株 であります。 |
| 計 | 1,506,288,107 | 同左 | — | — |

(2) 【新株予約権等の状況】

① 株式移転によりその義務を三菱化学㈱から承継した新株予約権

三菱化学㈱が、平成17年6月14日開催の同社取締役会決議及び同年6月28日開催の同社株主総会決議に基づいて同社の取締役及び使用人に対して発行した新株予約権のうち、三菱化学㈱と三菱ウェルファーマ㈱(現 田辺三菱製薬㈱)が株式移転により当社を設立した日(平成17年10月3日)現在、行使又は消却されていない新株予約権に係る義務は、三菱化学㈱から当社が承継しております。

当社が同社から承継した新株予約権の内容は以下の通りであります。

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 4,331個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(単元株式数 500株) |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 216,550株(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株につき1円(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年6月28日から平成38年6月27日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1株当り1円 資本組入額 1株当り1円 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注3) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注4) |

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、執行役員及び監査役(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成37年6月26日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成37年6月27日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。

(2) 各新株予約権の一部行使はできないものとします。

4 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

三菱化学㈱を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない新株予約権に関する義務を、当該株式交換又は株式移転による完全親会社となる会社(以下「完全親会社」といいます。)に承継させるものとします。但し、当該株式交換又は株式移転に際し、三菱化学㈱株主総会において、以下に定める方針に沿って完全親会社が新株予約権に係る義務を承継する旨の記載のある三菱化学㈱と完全親会社との間で締結される株式交換契約書又は株式移転の議案が承認された場合に限るものとします。

- (1) 新株予約権の目的となる完全親会社の株式の種類
完全親会社の普通株式とします。
- (2) 各新株予約権の目的となる完全親会社の株式の数
株式交換又は株式移転の条件を勘案の上、付与株式数を調整します。
- (3) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額
承継後の行使価額は、承継前の行使価額と同じ方法により算出します。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使可能期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使可能期間の満了日までとします。
- (5) その他の新株予約権の行使の条件並びに新株予約権の消却事由及び消却の条件
承継前の新株予約権の行使の条件並びに消却事由及び消却の条件に準じて決定することといたします。
- (6) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとします。

② 当社取締役に対する新株予約権

当社は、当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行しております。なお、平成22年3月期については、平成21年3月期連結業績の大幅な悪化に伴い、当社取締役に対して交付した新株予約権はありませんでした。

イ 平成18年6月28日開催の第1回定時株主総会決議及び同年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 646個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(単元株式数 500株) |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 32,300株(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株につき1円(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年12月14日から平成38年12月13日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3) |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) |

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

- 2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。
- 3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 新株予約権の行使の条件
新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使ができるものとします。また、平成37年12月12日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成37年12月13日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。
- 5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限ります。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以下総称して「組織再編行為」といいます。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」といいます。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」といいます。)の新株予約権を、次の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は、新株予約権を新たに発行するものとします。但し、次の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に、上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記注3の記載内容に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要することとします。

ロ 平成19年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 794個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(単元株式数 500株) |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 39,700株(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株につき1円(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年12月13日から平成39年12月12日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3) |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) |

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使ができるものとします。また、平成38年12月11日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年12月12日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ハ 平成20年8月25日開催の取締役会決議による新株予約権

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 653個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(単元株式数 500株) |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 32,650株(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株につき1円(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年9月11日から平成40年9月10日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3) |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) |

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の資本組入額

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも喪失した日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り行使ができるものとします。また、平成39年9月9日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成39年9月10日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

③ 三菱化学㈱に対する新株予約権

当社は、三菱化学㈱に対し新株予約権を発行しております。なお、三菱化学㈱は、当社から割当てを受けた新株予約権のすべてを、同社の取締役及び執行役員(退任取締役及び退任執行役員を含みます。)に対し業績報酬として付与しております。なお、平成22年3月期については、平成21年3月期連結業績の大幅な悪化に伴い、三菱化学㈱に対して交付した新株予約権はありませんでした。

イ 平成18年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 4,011個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(単元株式数 500株) |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 200,550株(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株につき1円(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成18年12月16日から平成38年12月15日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3) |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) |

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成37年12月14日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成37年12月15日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ロ 平成19年11月26日開催の取締役会決議による新株予約権

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 4,725個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(単元株式数 500株) |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 236,250株(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株につき1円(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年12月15日から平成39年12月14日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3) |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) |

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当りの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成38年12月13日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成38年12月14日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

ハ 平成20年8月25日開催の取締役会決議による新株予約権

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|------------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 4,426個 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数 | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(単元株式数 500株) |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 221,300株(注1) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 1株につき1円(注2) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成20年9月13日から平成40年9月12日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 1株当たり1円 資本組入額(注3) |
| 新株予約権の行使の条件 | (注4) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。 |
| 代用払込みに関する事項 | — |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注5) |

(注) 1 各新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」といいます。)は50株とします。但し、当社普通株式について株式分割等を行う場合には、付与株式数を調整します。

2 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じて得られる金額とします。

3 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)

前記「(2) 新株予約権の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注3の記載内容と同一であります。

4 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、原則として、当社並びに当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員(以下「役員等」といいます。)のいずれの地位をも失った日の1年後の応当日の翌日から5年間に限り、行使ができるものとします。また、平成39年9月11日に至るまで役員等の地位を失っていなかった場合には、平成39年9月12日より新株予約権を行使することができるものとします。また、新株予約権者が死亡した場合には、相続人が新株予約権を行使することができるものとします。但し、いずれの場合も新株予約権割当契約に定める条件によるものとします。また、新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとします。

5 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

前記「(2) 新株予約権等の状況 ②当社取締役に対する新株予約権 イ」の注5の記載内容と同一であります。

④ 新株予約権付社債

当社は、平成19年10月4日開催の取締役会決議により、ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|------------------------------|
| 新株予約権付社債の残高(百万円) | 70,000(注1) |
| 新株予約権の数(個) | 7,000 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(単元株式数 500株) |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | (注2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | (注3) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年11月5日から平成23年10月14日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | (注4) |
| 新株予約権の行使の条件 | (注5) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注6) |
| 代用払込みに関する事項 | (注7) |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注8) |

(注) 1 新株予約権付社債の残高は、本新株予約権付社債の額面金額の総額を記載しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額で除した数(以下「交付株式数」といいます。)とします。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないものとします。また、本新株予約権の行使により1単元未満の端数が生じた場合は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

3 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当りの額(以下「転換価額」といいます。)は、当初、1,207円とします。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整されるものとします。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除きます。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含みます。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含みます。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整されるものとします。

4 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当社普通株式1株の発行価格は、行使請求にかかる本社債の額面金額の総額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の交付株式数で除した金額とするものとします。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とするものとします。

5 新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとします。

6 新株予約権の譲渡に関する事項

該当なし。但し、本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡することはできないものとします。

7 代用払込みに関する事項

該当なし。但し、本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。

8 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編成行為を行う場合、(i)その時点において法律上実行可能であり、(ii)その実行のための仕組みが既に構築されているか又は構築可能であり、かつ(iii)その全体の実行のために当社が不合理であると判断する費用や支出(課税を含みます。)を当社又は承継会社等に生じさせることがない限りにおいて、当社は、承継会社等をして、本新株予約権付社債の要項に従って、本新株予約権付社債の債務を承継させるための措置を執り、承継会社等の新株予約権の交付を実現させるよう最善の努力を尽くすものとします。かかる本新株予約権付社債の債務の承継及び承継会社等の新株予約権の交付は、当該組織再編成行為にかかる効力発生日に有効となるものとします。但し、新会社が効力発生日又はその直後に設立されることとなる株式移転又は会社分割の場合には当該組織再編成行為にかかる効力発生日後速やかに(遅くとも14日以内に)有効となるものとします。また、当社は、承継会社等の本新株予約権付社債の承継及び承継会社等の新株予約権の交付に関し、承継会社等の普通株式が当該組織再編成行為の効力発生日において日本国内における金融商品取引所において上場されるよう最善の努力を尽くすものとします。

上記において、「組織再編成行為」とは、①当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において(i)当社と他の会社の合併(新設合併及び吸収合併を含むが、当社が存続会社である場合を除きます。以下同じ。)、(ii)資産譲渡(当社の資産の全部若しくは実質上全部の他の会社への売却若しくは移転で、その条件に従って本新株予約権付社債に基づく当社の義務が譲渡先に移転又は承継される場合に限るものとします。)、(iii)会社分割(新設分割及び吸収分割を含むが、本新株予約権付社債に基づく当社の義務が分割先の会社に移転される場合に限るものとします。)、又は(iv)株式交換若しくは株式移転(当社が他の会社の完全子会社となる場合に限ります。以下同じ。)の承認決議がなされた場合、又は②その他の日本法上の会社再編で、その手続により本社債及び/又は本新株予約権に基づく当社の義務が第三者に引き受けられることとなる手続について、当社の株主総会(株主総会決議が不要な場合は、取締役会)において承認決議がなされた場合を意味するものとします。

また、「承継会社等」とは、合併の後存続又は設立される会社、当社の資産を譲り受ける会社、新設分割又は吸収分割により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社、株式交換又は株式移転により当社の完全親会社となる他の会社、及びその他の組織再編成行為により本新株予約権付社債に基づく当社の義務を承継する他の会社の総称とします。

承継会社等の新株予約権は、以下の条件に基づきそれぞれ交付されるものとします。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編成行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の本新株予約権付社債所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とします。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とします。

- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数
 承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編成行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従うものとします。なお、転換価額は上記注3(3)と同様な調整に服するものとします。
- (i) 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編成行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定めるものとします。当該組織再編成行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにするものとします。
- (ii) その他の組織再編成行為の場合には、当該組織再編成行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定めるものとします。
- (4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法
 承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- (5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間
 当該組織再編成行為の効力発生日又は上記に基づき承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に記載の本新株予約権の行使期間の満了日までとします。
- (6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件
 上記注5に準じて決定するものとします。
- (7) 承継会社等の新株予約権の取得条項
 下記注9に準じて決定するものとします。
- (8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- (i) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
- (ii) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(i)記載の資本金等増加限度額から上記(i)に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- 9 その他(新株予約権の取得条項)
 当社は、満期償還日(平成23年10月21日)の76取引日前の日から52取引日前の日(ともに同日を含みます。)までの間、本新株予約権付社債所持人に対して、取得日(以下に定義します。)現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知(以下「取得通知」といいます。)することができるものとします(かかる通知を行った日を、以下「取得通知日」といいます。)。取得する場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債所持人に対して交付財産(以下に定義します。)を交付します。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却します。
- 「取得日」とは、取得通知日の31取引日後の日をいいます。但し、以下に定義する決定日から取得通知日の31取引日後の日(ともに同日を含みます。)の間にロンドンにおける営業日以外の日が含まれる場合には、その日数分取得日は延期されるものとします。
- 「交付財産」とは、(A)各本新株予約権付社債所持人の保有する本新株予約権付社債につき、株価算定期間の最終日(以下「決定日」といいます。)において本新株予約権を行使した場合に交付されたであろう数の当社普通株式(但し、単元株式に限ります。)、及び、(B)各本新株予約権付社債所持人の保有する本社債の額面総額から(A)の株式数に平均VWAPを乗じて得られる額を減じた額(正の数値である場合に限りま)す。)に相当する現金をいいます。
- 「株価算定期間」とは、取得通知日の3取引日後の日から、取得通知日の22取引日後の日までの期間をいいます。
- 「平均VWAP」とは、株価算定期間中のVWAP取引日(関連取引所が営業している日をいい、関連取引所によりVWAP(当社普通株式の売買高加重平均価格をいいます。以下同じ。)が発表されない日を含まない。)における関連取引所におけるVWAPの平均値をいいます。株価算定期間中に上記注3(3)記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、平均VWAPも適宜調整されるものとします。

ロ 2013年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

| | 第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日) |
|--|------------------------------|
| 新株予約権付社債の残高(百万円) | 70,000(注1) |
| 新株予約権の数(個) | 7,000 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | — |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式(単元株式数 500株) |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | (注2) |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | (注3) |
| 新株予約権の行使期間 | 平成19年11月5日から平成25年10月15日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | (注4) |
| 新株予約権の行使の条件 | (注5) |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | (注6) |
| 代用払込みに関する事項 | (注7) |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注8) |

(注) 1 新株予約権付社債の残高は、本新株予約権付社債の額面金額の総額を記載しております。

2 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を移転する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄記載の転換価額で除した数(以下「交付株式数」といいます。)とします。但し、1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わないものとします。また、本新株予約権の行使により1単元未満の端数が生じた場合は、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てるものとします。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てるものとします。

3 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際し、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資をなすべき1株当りの額(以下「転換価額」といいます。)は、当初、1,177円とします。
- (3) 転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合、次の算式により調整されるものとします。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式(当社が保有するものを除きます。)の総数をいいます。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当りの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割(無償割当てを含みます。)又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されるものを含みます。)の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも本新株予約権付社債の要項に従い適宜調整されるものとします。

- 4 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
前記「イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の注4の記載内容と同一であります。
- 5 新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできないものとします。
- 6 新株予約権の譲渡に関する事項
該当なし。但し、本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡することはできないものとします。
- 7 代用払込みに関する事項
該当なし。但し、本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとします。本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とします。
- 8 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
前記「イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の注8の記載内容と同一であります。
- 9 その他(新株予約権の取得条項)
当社は、満期償還日(平成25年10月22日)の77取引日前の日から53取引日前の日(ともに同日を含みます。)までの間、本新株予約権付社債所持人に対して、取得日現在残存する本新株予約権付社債の全部(一部は不可)を取得する旨を通知することができるものとします。取得する場合、当社は、取得日に当該本新株予約権付社債の全部を取得し、これと引換えに本新株予約権付社債所持人に対して交付財産を交付するものとします。当社は、取得した本新株予約権付社債を本新株予約権付社債の要項に従い消却するものとします。なお、「取得日」、「交付財産」、「株価算定期間」及び「平均VWAP」については、前記「イ 2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債」の注9の記載内容と同一であります。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (千株) | 発行済株式 総数残高 (千株) | 資本金増減額 (百万円) | 資本金残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|------------|------------------------|-----------------------|-----------------|----------------|-----------------------|----------------------|
| 平成22年6月30日 | — | 1,506,288 | — | 50,000 | — | 12,500 |

(6) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成22年3月31日の株主名簿により記載しております。

① 【発行済株式】

平成22年3月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--|-----------|----|
| 無議決権株式 | — | — | — |
| 議決権制限株式(自己株式等) | — | — | — |
| 議決権制限株式(その他) | — | — | — |
| 完全議決権株式(自己株式等) | (自己保有株式) 普通株式 129,610,000 (相互保有株式) 普通株式 4,453,000 | — | — |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 1,358,693,500 | 2,717,387 | — |
| 単元未満株式 | 普通株式 13,531,607 | — | — |
| 発行済株式総数 | 1,506,288,107 | — | — |
| 総株主の議決権 | — | 2,717,387 | — |

(注) 1 「単元未満株式」の欄には、当社所有の自己株式2株及び相互保有株式467株(三菱化学株式会社150株、三菱ウェルファーマ株式会社317株)が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」、「単元未満株式」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ23,500株(議決権47個)及び80株含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年3月31日現在

| 所有者の氏名 又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義 所有株式数 (株) | 他人名義 所有株式数 (株) | 所有株式数 の合計 (株) | 発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%) |
|--|--------------------|----------------------|----------------------|---------------------|------------------------------------|
| (自己保有株式) 株式会社三菱ケミカルホールディングス (相互保有株式) | 東京都港区芝4-14-1 | 129,610,000 | — | 129,610,000 | 8.60 |
| 三菱化学株式会社 | 東京都港区芝4-14-1 | 1,500 | — | 1,500 | 0.00 |
| 三菱ウェルファーマ株式会社 | 大阪府大阪市中央区平野町2-6-9 | 2,500 | — | 2,500 | 0.00 |
| 三菱レイヨン株式会社 | 東京都港区港南1-6-41 | 3,804,500 | — | 3,804,500 | 0.25 |
| 川崎化成工業株式会社 | 神奈川県川崎市川崎区駅前本町12-1 | 445,000 | — | 445,000 | 0.02 |
| 長生堂製薬株式会社 | 徳島県徳島市国府町府中92 | 156,500 | — | 156,500 | 0.01 |
| 東栄化成株式会社 | 東京都中央区日本橋本町3-8-3 | 43,000 | — | 43,000 | 0.00 |
| 計 | — | 134,063,000 | — | 134,063,000 | 8.90 |

(注) 1 三菱化学株式会社の所有株式数は、株主名簿上は同社名義となっているものの、実質的には所有していない株式1,650株の一部であります。なお、この1,650株は、上記「(7) 議決権の状況 ① 発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)(相互保有株式)」及び「単元未満株式」の欄にそれぞれ1,500株及び150株含まれております。

2 三菱ウェルファーマ株式会社の所有株式数は、株主名簿上は同社名義となっているものの、実質的には所有していない株式2,817株の一部であります。なお、この2,817株は、上記「(7) 議決権の状況 ① 発行済株式」の「完全議決権株式(自己株式等)(相互保有株式)」及び「単元未満株式」の欄にそれぞれ2,500株及び317株含まれております。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

| 月別 | 平成22年 4月 | 5月 | 6月 |
|-------|-------------|-----|-----|
| 最高(円) | 509 | 506 | 476 |
| 最低(円) | 457 | 412 | 408 |

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|---------------|-------------------------------|--|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 112,725 | 119,114 |
| 受取手形及び売掛金 | ※4 596,558 | ※4 595,661 |
| 有価証券 | 48,147 | 59,737 |
| 商品及び製品 | 281,890 | 296,575 |
| 仕掛品 | 34,576 | 24,880 |
| 原材料及び貯蔵品 | 159,835 | 153,277 |
| その他 | 117,315 | 122,677 |
| 貸倒引当金 | △2,642 | △2,786 |
| 流動資産合計 | 1,348,404 | 1,369,135 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物及び構築物（純額） | 301,713 | 301,848 |
| 機械装置及び運搬具（純額） | 486,299 | 456,385 |
| 土地 | 267,467 | 267,387 |
| その他（純額） | 98,966 | 141,453 |
| 有形固定資産合計 | ※1 1,154,445 | ※1 1,167,073 |
| 無形固定資産 | | |
| のれん | 169,304 | 171,699 |
| その他 | 43,625 | 42,646 |
| 無形固定資産合計 | 212,929 | 214,345 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 381,766 | 388,534 |
| その他 | 224,076 | 219,295 |
| 貸倒引当金 | △3,287 | △3,285 |
| 投資その他の資産合計 | 602,555 | 604,544 |
| 固定資産合計 | 1,969,929 | 1,985,962 |
| 資産合計 | 3,318,333 | 3,355,097 |

(単位：百万円)

| | 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日) |
|---------------|-------------------------------|--|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 支払手形及び買掛金 | 373,495 | 370,846 |
| 短期借入金 | 369,412 | 367,010 |
| 未払法人税等 | 15,316 | 20,933 |
| 賞与引当金 | 23,985 | 35,570 |
| その他の引当金 | 11,452 | 10,892 |
| その他 | 323,461 | 369,191 |
| 流動負債合計 | 1,117,121 | 1,174,442 |
| 固定負債 | | |
| 社債 | 185,000 | 185,000 |
| 新株予約権付社債 | 140,115 | 140,136 |
| 長期借入金 | 599,574 | 606,980 |
| 退職給付引当金 | 133,216 | 134,743 |
| 訴訟損失等引当金 | 15,255 | 16,521 |
| その他の引当金 | 18,308 | 18,938 |
| その他 | 53,203 | 45,472 |
| 固定負債合計 | 1,144,671 | 1,147,790 |
| 負債合計 | 2,261,792 | 2,322,232 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 50,000 | 50,000 |
| 資本剰余金 | 303,280 | 303,279 |
| 利益剰余金 | 399,723 | 379,354 |
| 自己株式 | △38,781 | △38,768 |
| 株主資本合計 | 714,222 | 693,865 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 749 | 11,756 |
| 繰延ヘッジ損益 | △743 | △132 |
| 土地再評価差額金 | 1,426 | 1,426 |
| 為替換算調整勘定 | △20,907 | △30,123 |
| 在外子会社の年金債務調整額 | △3,025 | △3,218 |
| 評価・換算差額等合計 | △22,500 | △20,291 |
| 新株予約権 | 653 | 653 |
| 少数株主持分 | 364,166 | 358,638 |
| 純資産合計 | 1,056,541 | 1,032,865 |
| 負債純資産合計 | 3,318,333 | 3,355,097 |

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|-------------------------------------|---|---|
| 売上高 | 549,701 | 776,164 |
| 売上原価 | 449,037 | 581,650 |
| 売上総利益 | 100,664 | 194,514 |
| 販売費及び一般管理費 | | |
| 販売費 | 23,867 | 31,654 |
| 一般管理費 | ※ ¹ 87,402 | ※ ¹ 102,022 |
| 販売費及び一般管理費合計 | 111,269 | 133,676 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △10,605 | 60,838 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 756 | 714 |
| 受取配当金 | 1,656 | 2,045 |
| 持分法による投資利益 | 1,085 | 4,049 |
| デリバティブ評価益 | — | 1,135 |
| その他 | 2,126 | 2,610 |
| 営業外収益合計 | 5,623 | 10,553 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 3,531 | 4,204 |
| 為替差損 | 3,136 | 3,683 |
| その他 | 5,505 | 3,731 |
| 営業外費用合計 | 12,172 | 11,618 |
| 経常利益又は経常損失(△) | △17,154 | 59,773 |
| 特別利益 | | |
| 事業譲渡益 | — | 1,077 |
| 投資有価証券売却益 | 1,812 | — |
| 貸倒引当金戻入額 | 699 | — |
| その他 | 342 | 461 |
| 特別利益合計 | 2,853 | 1,538 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券評価損 | — | 1,610 |
| 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 | — | 1,511 |
| 減損損失 | 1,512 | — |
| その他 | 2,943 | 3,930 |
| 特別損失合計 | 4,455 | 7,051 |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△) | △18,756 | 54,260 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 6,158 | 12,622 |
| 法人税等調整額 | △8,257 | 6,239 |
| 法人税等合計 | △2,099 | 18,861 |
| 少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△) | △16,657 | 35,399 |
| 少数株主利益 | 102 | 10,942 |
| 四半期純利益又は四半期純損失(△) | △16,759 | 24,457 |

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|-------------------------------|---|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△) | △18,756 | 54,260 |
| 減価償却費 | 27,455 | 35,561 |
| のれん償却額 | 1,984 | 3,107 |
| 受取利息及び受取配当金 | △2,412 | △2,759 |
| 持分法による投資損益(△は益) | △1,085 | △4,049 |
| 為替差損益(△は益) | 1,488 | 2,968 |
| 支払利息 | 3,531 | 4,204 |
| 売上債権の増減額(△は増加) | 34,118 | 3,862 |
| たな卸資産の増減額(△は増加) | 49,252 | 2,126 |
| 仕入債務の増減額(△は減少) | △88,763 | △5,382 |
| 退職給付引当金の増減額(△は減少) | 994 | △1,288 |
| その他 | 19,343 | 3,013 |
| 小計 | 27,149 | 95,623 |
| 利息及び配当金の受取額 | 3,205 | 3,626 |
| 利息の支払額 | △2,734 | △3,642 |
| 法人税等の支払額又は還付額(△は支払) | △21,760 | △19,933 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 5,860 | 75,674 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 定期預金の預入による支出 | — | △4,700 |
| 定期預金の払戻による収入 | — | 8,503 |
| 有価証券の取得による支出 | △29,480 | △5,523 |
| 有価証券の売却及び償還による収入 | 6,578 | 29,487 |
| 有形固定資産の取得による支出 | △28,009 | △24,139 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 100 | 586 |
| 投資有価証券の取得による支出 | △21,406 | △25,940 |
| 投資有価証券の売却及び償還による収入 | 5,400 | 3,240 |
| 連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出 | — | △94 |
| 貸付けによる支出 | △12,764 | △803 |
| 貸付金の回収による収入 | 16,772 | 134 |
| その他 | △1,126 | △420 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △63,935 | △19,669 |

(単位：百万円)

| | 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|---------------------------------|---|---|
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | | |
| 短期借入金の純増減額 (△は減少) | △2,730 | 9,372 |
| コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少) | △15,000 | △35,000 |
| 長期借入れによる収入 | 23,923 | 20,387 |
| 長期借入金の返済による支出 | △5,443 | △28,630 |
| 社債の償還による支出 | — | △10,000 |
| 配当金の支払額 | △5,506 | △5,491 |
| 少数株主への配当金の支払額 | △4,579 | △4,939 |
| その他 | △63 | △138 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | △9,398 | △54,439 |
| 現金及び現金同等物に係る換算差額 | 1,483 | △3,059 |
| 現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | △65,990 | △1,493 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 226,410 | 112,591 |
| 連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額 (△は減少) | 1,071 | 774 |
| 現金及び現金同等物の四半期末残高 | ※1 161,491 | ※1 111,872 |

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

| 当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) | |
|---|---|
| 1 | 連結の範囲に関する事項の変更 連結子会社の数 346社 (増加 6社) ・新規設立による増加：MRC-SGLプレカーサー(株) ・重要性が増したことによる増加：(株)越菱 他4社 (減少 5社) ・合併消滅による減少：ジャパンエポキシレジン(株) 他1社 ・清算終了による減少：ポリハイ ソリジュール エンジニアリングプラスチック(上海)社 ・株式売却による減少：太洋尼龍社 他1社 |
| 2 | 持分法適用の範囲に関する事項の変更 (1) 持分法適用の非連結子会社数 14社 (減少 4社) ・合併消滅による減少：興栄商事(株) ・重要性が増したことによる連結子会社への変更：(株)越菱 他2社 (2) 持分法適用の関連会社数 58社 (増加 1社) ・新規設立による増加：青島菱達化成社 (減少 1社) ・株式売却による減少：サントミック(株) |
| 3 | 会計処理基準に関する事項の変更 (1) 「資産除去債務に関する会計基準」の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業利益は38百万円減少し、経常利益は87百万円減少し、税金等調整前四半期純利益は1,598百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更 従来、当社及び国内連結子会社は、有形固定資産の減価償却方法について、主として定率法、また、海外連結子会社は、主として定額法を採用していましたが、当第1四半期連結会計期間より、主にケミカルズ及びポリマーズセグメントの国内連結子会社(平成22年3月30日付で連結子会社となった三菱レイヨン(株)及び同社の子会社を除く)について、定額法に変更いたしました。 前中期経営計画「革進-Phase 2」(平成20年3月に終了)に基づき投資を決定したケミカルズ及びポリマーズセグメントの大型案件のうち、海外についてはここ数年において稼働を開始し、国内についても当連結会計年度より年間を通じて本格稼働を迎え、大型投資が一巡いたしました。現在進行中の中期経営計画「APTSIS 10」では、両セグメントについて、海外では強力なパートナーとの戦略的提携を含めた事業の補強・拡大を進める一方、国内では設備投資を抑制し、不採算誘導品事業からの撤退など構造改革を行っております。 このような国内における両セグメントの設備投資の変化を契機として、減価償却方法の見直しを検討いたしました。その結果、事業の特性から稼働率が安定的であること、また、今般の事業環境に対応した設備投資状況の変化を踏まえ、主にケミカルズ及びポリマーズセグメントの国内連結子会社については、減価償却方法を定額法に変更することがより合理的な費用配分方法であると判断いたしました。 これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益がそれぞれ3,107百万円増加しております。なお、セグメント情報に与える影響については、(セグメント情報等)に記載しております。 |

【表示方法の変更】

| 当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) | |
|---|--|
| 1 | <p>特別利益のうち投資有価証券売却益 前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、区分掲記していた特別利益の「投資有価証券売却益」は、その金額が特別利益総額の100分の20以下であるため、当第1四半期連結累計期間では特別利益の「その他」に含めて表示することといたしました。</p> <p>なお、当第1四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「投資有価証券売却益」は138百万円です。</p> |
| 2 | <p>特別利益のうち貸倒引当金戻入額 前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、区分掲記していた特別利益の「貸倒引当金戻入額」は、その金額が特別利益総額の100分の20以下であるため、当第1四半期連結累計期間では特別利益の「その他」に含めて表示することといたしました。</p> <p>なお、当第1四半期連結累計期間の特別利益の「その他」に含まれる「貸倒引当金戻入額」は15百万円です。</p> |
| 3 | <p>特別損失のうち投資有価証券評価損 前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、特別損失の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、特別損失総額の100分の20を超えたため、当第1四半期連結累計期間では区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前第1四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「投資有価証券評価損」は277百万円です。</p> |
| 4 | <p>特別損失のうち減損損失 前第1四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書において、区分掲記していた特別損失の「減損損失」は、その金額が特別損失総額の100分の20以下であるため、当第1四半期連結累計期間では特別損失の「その他」に含めて表示することといたしました。</p> <p>なお、当第1四半期連結累計期間の特別損失の「その他」に含まれる「減損損失」は117百万円です。</p> |
| 5 | <p>投資活動によるキャッシュ・フローのうち定期預金の預入による支出 前第1四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「定期預金の預入による支出」は、重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間では「定期預金の預入による支出」として区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前第1四半期連結累計期間の「定期預金の預入による支出」は、591百万円です。</p> |
| 6 | <p>投資活動によるキャッシュ・フローのうち定期預金の払戻による収入 前第1四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書において、投資活動によるキャッシュ・フローの「その他」に含めていた「定期預金の払戻による収入」は、重要性が増したため、当第1四半期連結累計期間では「定期預金の払戻による収入」として区分掲記することといたしました。</p> <p>なお、前第1四半期連結累計期間の「定期預金の払戻による収入」は、544百万円です。</p> |

【簡便な会計処理】

| 当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) | |
|---|--|
| 1 | <p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。</p> <p>繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度決算において使用した将来の業績予想やタックス・プランニング又は、経営環境等或いは一時差異等の発生状況に著しい変化がある場合は、その影響を加味したものを利用しております。</p> |

【追加情報】

| |
|--|
| 当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) |
| 1 三菱レイヨン(株)との株式交換 当社及び当社連結子会社の三菱レイヨン(株)は、平成21年11月19日締結の経営統合に関する基本合意書に基づき三菱レイヨン(株)を当社の完全子会社とするため、平成22年4月28日開催のそれぞれの取締役会において、当社を完全親会社、三菱レイヨン(株)を完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で、株式交換契約を締結しました。 なお、詳細につきましては、「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 経営上の重要な契約等 (2) 当社と三菱レイヨン(株)との株式交換」に記載の通りであります。 |

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

| 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | | | | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) | | | |
|--|--------------------|---------------|------------------------|--|--------------------|------------------|------------------------|
| ※1 有形固定資産減価償却累計額 2,531,229百万円 減価償却累計額には、減損損失累計額26,937百万円が含まれております。 2 保証債務等残高 次の連結会社以外の会社の銀行借入金等について保証及び保証類似行為を行っております。 | | | | ※1 有形固定資産減価償却累計額 2,518,220百万円 減価償却累計額には、減損損失累計額27,010百万円が含まれております。 2 保証債務等残高 次の連結会社以外の会社の銀行借入金等について保証及び保証類似行為を行っております。 | | | |
| 会社名 | 保証 (百万円) | 保証予約 (百万円) | その他保証 類似行為 (百万円) | 会社名 | 保証 (百万円) | 保証予約 (百万円) | その他保証 類似行為 (百万円) |
| 鹿島アロマティックス(株) | 3,392 | — | — | 鹿島アロマティックス(株) | 3,629 | — | — |
| 長生堂製薬(株) | 3,621 | — | — | 長生堂製薬(株) | 3,834 | — | — |
| 大山MMA社 | 4,900 | — | — | 大山MMA社 | 4,900 | — | — |
| 日本アサハンアルミニウム(株) | 1,613 | — | — | 日本アサハンアルミニウム(株) | 2,085 | — | — |
| 日本ユニベツト(株) | 1,850 | — | — | 日本ユニベツト(株) | 2,735 | — | — |
| 従業員(住宅用等) | 1,553 | 541 | — | 従業員(住宅用) | 1,565 | 543 | — |
| その他 | 2,185 | 456 | 59 | その他 | 2,348 | 472 | 106 |
| 合計 | (18,600) 19,114 | (997) 997 | (59) 59 | 合計 | (20,460) 21,096 | (1,015) 1,015 | (53) 106 |
| 合計欄()内金額は当社グループ負担割合額であります。 3 商標権侵害訴訟 当社の連結子会社であるバーベイタム社(アメリカ)は、ブラジルにおいて商標権侵害訴訟の提起を受けており、これに関連して平成19年5月、同国アマゾナス州マナウスの裁判所が、原告の申し立て金額である377百万レアル(日本円換算18,446百万円)を損害額とする下級審判決を公示いたしました。バーベイタム社(アメリカ)は、商標権侵害はなかったものと判断しており、また、上記判決には、原告申し立て金額を容認した理由も明示されていないこと等から、直ちにブラジリアの最高裁判所に控訴いたしました。平成20年2月、同最高裁判所は、商標権侵害訴訟に関する同社主張を認め、マナウスの裁判所に差し戻して再審理を求める判決を下しました。 | | | | 合計欄()内金額は当社グループ負担割合額であります。 3 商標権侵害訴訟 当社の連結子会社であるバーベイタム社(アメリカ)は、ブラジルにおいて商標権侵害訴訟の提起を受けており、これに関連して平成19年5月、同国アマゾナス州マナウスの裁判所が、原告の申し立て金額である377百万レアル(日本円換算19,607百万円)を損害額とする下級審判決を公示いたしました。バーベイタム社(アメリカ)は、商標権侵害はなかったものと判断しており、また、上記判決には、原告申し立て金額を容認した理由も明示されていないこと等から、直ちにブラジリアの最高裁判所に控訴いたしました。平成20年2月、同最高裁判所は、商標権侵害訴訟に関する同社主張を認め、マナウスの裁判所に差し戻して再審理を求める判決を下しました。 | | | |
| ※4 受取手形割引高 受取手形裏書譲渡高 | | | 10百万円 41 | ※4 受取手形裏書譲渡高 | | | 48百万円 |

(四半期連結損益計算書関係)

| 前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) |
|---|---|
| ※1 一般管理費の主要な費目及び金額は、次の通りであります。 | ※1 一般管理費の主要な費目及び金額は、次の通りであります。 |
| 労務費 25,986百万円 | 労務費 31,201百万円 |
| 研究開発費 28,127百万円 | 研究開発費 31,370百万円 |
| (注) 労務費には賞与引当金繰入額5,100百万円が含まれております。 | (注) 労務費には賞与引当金繰入額5,359百万円が含まれております。 |

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日) |
|---|---|
| ※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日) | ※1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日) |
| 現金及び預金勘定 91,044百万円 | 現金及び預金勘定 112,725百万円 |
| 預入期間が3カ月を超える定期預金 △1,553 | 預入期間が3カ月を超える定期預金 △5,847 |
| 取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 72,000 | 取得日から3カ月以内に償還期限の到来する短期投資(有価証券) 4,994 |
| 現金及び現金同等物 161,491百万円 | 現金及び現金同等物 111,872百万円 |

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 |
|----------|-------------------|
| 普通株式(千株) | 1,506,288 |

2 自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当第1四半期 連結会計期間末 |
|----------|-------------------|
| 普通株式(千株) | 134,452 |

3 新株予約権等に関する事項

| 会社名 | 内訳 | 当第1四半期連結 会計期間末残高 (百万円) |
|-------|------------------------|------------------------------|
| 提出会社 | ストックオプション としての新株予約権 | 653 |
| 連結子会社 | — | — |
| 合計 | | 653 |

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額 (百万円) | 1株当たり 配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 | 配当の原資 |
|----------------------|-------|-----------------|-----------------|------------|------------|-------|
| 平成22年6月24日 定時株主総会 | 普通株式 | 5,506 | 4 | 平成22年3月31日 | 平成22年6月25日 | 利益剰余金 |

- (2) 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間末後となるもの
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

| | エレクトロニクス・アプリケーションズ (百万円) | デザインド・マテリアルズ (百万円) | ヘルスケア (百万円) | ケミカルズ (百万円) | ポリマーズ (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消去 又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---------------------------|-----------------------------|-----------------------|----------------|----------------|----------------|--------------|------------|---------------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する 売上高 | 66,754 | 57,354 | 126,581 | 174,283 | 92,060 | 32,669 | 549,701 | — | 549,701 |
| (2) セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 765 | 2,345 | 200 | 24,357 | 11,658 | 35,342 | 74,667 | (74,667) | — |
| 計 | 67,519 | 59,699 | 126,781 | 198,640 | 103,718 | 68,011 | 624,368 | (74,667) | 549,701 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △921 | △816 | 25,173 | △2,904 | △28,104 | 295 | △7,277 | (3,328) | △10,605 |

(注) 1 事業区分は、主に内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主要な製品

| 事業区分 | 主要な製品 |
|--------------------|----------------------------|
| エレクトロニクス・アプリケーションズ | 記録材料、電子関連製品、情報機材、無機化学品 |
| デザインド・マテリアルズ | 食品機能材、電池材料、精密化学品、樹脂加工品、複合材 |
| ヘルスケア | 医薬品、診断製品、臨床検査 |
| ケミカルズ | 基礎石化製品、化成品、合成繊維原料、炭素製品、肥料 |
| ポリマーズ | 合成樹脂 |
| その他 | エンジニアリング、運送及び倉庫業 |

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

| | 日本 (百万円) | アジア (百万円) | その他 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|---------------------------|-------------|--------------|--------------|------------|-----------------|-------------|
| 売上高 | | | | | | |
| (1) 外部顧客に対する 売上高 | 473,987 | 43,813 | 31,901 | 549,701 | — | 549,701 |
| (2) セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 7,255 | 3,605 | 1,548 | 12,408 | (12,408) | — |
| 計 | 481,242 | 47,418 | 33,449 | 562,109 | (12,408) | 549,701 |
| 営業利益又は営業損失(△) | △11,832 | 3,463 | 603 | △7,766 | (2,839) | △10,605 |

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 日本以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) アジア：中華人民共和国、台湾、大韓民国、インドネシア、タイ、インド
(2) その他：北米、欧州

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)

| | アジア | その他 | 計 |
|-------------------------------|--------|--------|---------|
| I 海外売上高 (百万円) | 91,067 | 37,417 | 128,484 |
| II 連結売上高 (百万円) | | | 549,701 |
| III 連結売上高に占める 海外売上高の割合 (%) | 16.5 | 6.8 | 23.3 |

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

(1) アジア：中華人民共和国、台湾、大韓民国、インドネシア、タイ、インド

(2) その他：北米、欧州

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは純粋持株会社制を導入しており、純粋持株会社である当社のもと、基幹事業会社である三菱化学(株)、田辺三菱製薬(株)、三菱樹脂(株)及び三菱レイヨン(株)の4社を中心に事業活動を行っております。当社は、グループの経営を統括する立場から、各社の事業を製品別に区分し、その区分に基づいたポートフォリオマネジメントを行っております。したがって、当社のセグメントは、製品別の事業区分により構成されており、「エレクトロニクス・アプリケーションズ」、「デザインド・マテリアルズ」、「ヘルスケア」、「ケミカルズ」及び「ポリマーズ」の5つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主要な製品は以下の通りであります。

| 報告セグメント | 主要な製品 |
|--------------------|---------------------------------------|
| エレクトロニクス・アプリケーションズ | 記録材料、電子関連製品、情報機材 |
| デザインド・マテリアルズ | 食品機能材、電池材料、精密化学品、樹脂加工品、複合材、無機化学品、化学繊維 |
| ヘルスケア | 医薬品、診断製品、臨床検査 |
| ケミカルズ | 基礎石化製品、化成品、合成繊維原料、炭素製品 |
| ポリマーズ | 合成樹脂 |

2 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | | | その他 (注1) | 合計 | 調整額 (注2) | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注3) |
|-----------------------|--------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|-------------|---------|-------------|-------------------------------|
| | エレクトロニクス・アプリケーションズ | デザインド・マテリアルズ | ヘルスケア | ケミカルズ | ポリマーズ | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 43,983 | 161,755 | 132,158 | 207,287 | 179,790 | 724,973 | 51,191 | 776,164 | — | 776,164 |
| セグメント間の内部 売上高又は振替高 | 1,032 | 4,868 | 521 | 33,618 | 20,081 | 60,120 | 34,034 | 94,154 | △94,154 | — |
| 計 | 45,015 | 166,623 | 132,679 | 240,905 | 199,871 | 785,093 | 85,225 | 870,318 | △94,154 | 776,164 |
| セグメント利益又は損失(△) | 2,917 | 9,912 | 29,018 | 12,058 | 9,405 | 63,310 | △391 | 62,919 | △2,081 | 60,838 |

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その主なものはエンジニアリング、運送及び倉庫業であります。

2 セグメント利益の調整額△2,081百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,177百万円及びセグメント間消去取引96百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費等であります。

3 セグメント利益又は損失の合計と調整額の合計は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

- 4 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」の「3 会計処理基準に関する事項の変更 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法の変更」に記載の通り、主にケミカルズ及びポリマーズセグメントの国内連結子会社（平成22年3月30日付で連結子会社となった三菱レイヨン㈱及び同社の子会社を除く）は減価償却の方法を定額法に変更しております。これに伴い、従来の方法によった場合に比べて、当第1四半期連結累計期間のセグメント利益がケミカルズセグメントで1,604百万円、ポリマーズセグメントで805百万円、それ以外で698百万円多く計上されております。

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

なお、前年同四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）において改正後の報告セグメントによった場合のセグメント情報は次の通りであります。

(単位：百万円)

| | 報告セグメント | | | | | | その他 (注1) | 合計 | 調整額 (注2) | 四半期連結 損益計算書 計上額 (注3) |
|-------------------|--------------------|-------------|---------|---------|---------|---------|-------------|---------|-------------|-------------------------------|
| | エレクトロニクス・アプリケーションズ | デザイン・マテリアルズ | ヘルスケア | ケミカルズ | ポリマーズ | 計 | | | | |
| 売上高 | | | | | | | | | | |
| 外部顧客への売上高 | 37,853 | 86,255 | 126,581 | 174,283 | 92,060 | 517,032 | 32,669 | 549,701 | — | 549,701 |
| セグメント間の内部売上高又は振替高 | 285 | 2,802 | 200 | 24,357 | 11,658 | 39,302 | 35,342 | 74,644 | △74,644 | — |
| 計 | 38,138 | 89,057 | 126,781 | 198,640 | 103,718 | 556,334 | 68,011 | 624,345 | △74,644 | 549,701 |
| セグメント利益又は損失(△) | △1,249 | △1,354 | 25,059 | △2,997 | △28,322 | △8,863 | 295 | △8,568 | △2,037 | △10,605 |

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その主なものはエンジニアリング、運送及び倉庫業であります。

2 セグメント損失の調整額△2,037百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用△2,086百万円及びセグメント間消去取引49百万円が含まれております。全社費用は、報告セグメントに帰属しない基礎的試験研究費等であります。

3 セグメント利益又は損失の合計と調整額の合計は、四半期連結損益計算書の営業損失と一致しております。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

| 当第1四半期連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) |
|-------------------------------|--------------------------|
| 1株当たり純資産額 504円 23銭 | 1株当たり純資産額 490円 99銭 |

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| | 当第1四半期 連結会計期間末 (平成22年6月30日) | 前連結会計年度末 (平成22年3月31日) |
|---|-----------------------------------|--------------------------|
| 純資産の部の合計額 (百万円) | 1,056,541 | 1,032,865 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (百万円) | 364,819 | 359,291 |
| (うち新株予約権) | (653) | (653) |
| (うち少数株主持分) | (364,166) | (358,638) |
| 普通株式に係る四半期連結会計期間末 (連結会計年度末)の純資産額 (百万円) | 691,722 | 673,574 |
| 1株当たりの純資産額の算定に用いられた四半期連 結会計期間末(連結会計年度末)の普通株式の数 (千株) | 1,371,835 | 1,371,861 |

2 1株当たり四半期純利益等

| 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|---|---|
| 1株当たり四半期純損失(△) △12円 17銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。 | 1株当たり四半期純利益 17円 82銭 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 16円 40銭 |

(注) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失の算定上の基礎は、以下の通りであります。

| 項目 | 前第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日) | 当第1四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日) |
|---|--|---|
| (1) 1株当たり四半期純利益又は四半期純損失 | | |
| 四半期純利益又は四半期純損失(△) (百万円) | △16,759 | 24,457 |
| 普通株式に係る四半期純利益又は 四半期純損失(△) (百万円) | △16,759 | 24,457 |
| 普通株式の期中平均株式数 (千株) | 1,376,257 | 1,371,840 |
| (2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 | | |
| 四半期純利益調整額 (百万円) | — | △13 |
| (うち受取利息(税額相当額控除後)) | — | (△13) |
| 普通株式増加数 (千株) | — | 118,447 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要 | 新株予約権付社債(株式の数117,468千株)及び新株予約権(株式の数1,112千株) これらの詳細は、「新株予約権等の状況」に記載の通りであります。 | — |

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第 1 【保証会社情報】

1 【保証の対象となっている社債】

2011年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

2013年満期ユーロ円建保証付取得条項付転換社債型新株予約権付社債

各社債の詳細は以下の通りであります。

| 名称 | 発行年月日 | 券面総額 (百万円) | 償還額 (百万円) | 当第 1 四半期会計期間 末日現在の未償還額 (百万円) | 上場金融商品取引所 |
|---|-------------|---------------|--------------|------------------------------------|-------------|
| 2011年満期ユーロ円建保証付 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債 | 平成19年10月22日 | 70,000 | — | 70,000 | シンガポール証券取引所 |
| 2013年満期ユーロ円建保証付 取得条項付転換社債型 新株予約権付社債 | 平成19年10月22日 | 70,000 | — | 70,000 | シンガポール証券取引所 |

2 【継続開示会社たる保証会社に関する事項】

(1) 【保証会社が提出した書類】

保証会社である三菱化学㈱の、直近の事業年度に係る書類の提出実績は以下の通りであります。

① 【有価証券報告書及びその添付書類又は四半期報告書】

事業年度 第17期第 1 四半期(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 6 月30日)

平成22年 8 月11日関東財務局長に提出

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

三菱化学㈱ 本店(東京都港区芝四丁目14番 1 号)

3 【継続開示会社に該当しない保証会社に関する事項】

該当事項はありません。

第 2 【保証会社以外の会社の情報】

該当事項はありません。

第 3 【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月14日

株式会社 三菱ケミカルホールディングス
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | | |
|--------------------|-------|------|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木洋二 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 梅村一彦 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 白羽龍三 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 関口依里 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱ケミカルホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱ケミカルホールディングス及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月11日

株式会社 三菱ケミカルホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

| | | | | |
|--------------------|-------|----|----|---|
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 鈴木 | 洋二 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 遠藤 | 健二 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 梅村 | 一彦 | 印 |
| 指定有限責任社員 業務執行社員 | 公認会計士 | 関口 | 依里 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社三菱ケミカルホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年4月1日から平成22年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三菱ケミカルホールディングス及び連結子会社の平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が、すべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」3(2)に記載されているとおり、当第1四半期連結会計期間より主にケミカルズ及びポリマーズセグメントの国内連結子会社について、有形固定資産の償却方法を定率法から定額法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保管している。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていない。

【表紙】

| | |
|-----------------------|---|
| 【提出書類】 | 確認書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の8第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年8月11日 |
| 【会社名】 | 株式会社三菱ケミカルホールディングス |
| 【英訳名】 | Mitsubishi Chemical Holdings Corporation |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役 小林 喜光 取締役社長 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 代表取締役 吉村 章太郎 専務執行役員 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝四丁目14番1号 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号) |

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社の代表取締役小林喜光及び最高財務責任者吉村章太郎は、当社の第6期第1四半期(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。